

# 研修実施における新型コロナウイルス感染症対策指針

令和2年6月17日  
一部改正 令和3年4月16日  
一部改正 令和4年4月20日  
(公財) いきいき岩手支援財団

## 1 研修実施に当たっての基本指針

### (1) 研修の実施について

国及び岩手県の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、「三つの密」を避けるとともに、「マスクの着用」、「手洗いや消毒の実施」など基本的な感染防止対策を講じるものとする。

そのうえで、研修実施中に新たに生じた課題等や国及び岩手県の新たな方針等を踏まえ、それらの対処を十分に検討し、研修実施機関としての役割を果たしていく。

### (2) 研修の延期、中止等について

研修開始前の感染状況によっては、岩手県保健福祉部長寿社会課（以下「県」という。）と研修実施の可能性を協議の上、延期、中止等の判断を行う。

また、研修実施期間中において、研修講師、受講者及び事務局職員（以下「研修参加者」という。）に、感染の疑い又は感染が判明した場合も同様とする。

なお、研修の実施、延期又は中止については、ホームページ等により周知する。（緊急事態発生時はこの限りではない。）

## 2 具体的な感染防止対策

### (1) 研修参加者の基本行動（研修案内等に記載する事項）

集合研修、施設・事業所や利用者宅での実習など研修場所の如何に関わらず、研修参加者は自ら次の感染防止行動を行う。

ア 研修開催期間中、毎朝、検温する。

イ 研修会場（研修施設等）では、マスクを着用する。（講師はこの限りではない。）

ウ 研修会場（研修施設等）に入場するごとに、消毒液（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等）により手指を消毒する。

エ 研修中においては、いわゆるソーシャルディスタンスの確保に努める。

### (2) 研修参加の禁止（研修案内等に記載する事項）

集合研修、事業所や利用者宅での実習など研修の場所の如何に関わらず、研修参加者は以下の場合には研修の参加を取り止め、保健所の指示に従う。

ア 本人が感染者と判明した場合

イ 本人が濃厚接触者と判明した場合（経過観察の期間は保健所等の指示による。）

ウ 新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者との接触歴がある場合

エ 次の症状がある場合

- 1) 発熱がある場合
- 2) 軽度であっても咳、のどの痛みなど感冒（かぜ）のような症状がある場合
- 3) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚または嗅覚障害がある場合

(3) 研修の実施に当たっての事務局職員が行う感染防止対策

事務局職員は、研修会場が三つの密にならないよう以下の対策を講じる。

ア 密閉空間対策

- 1) 会場の環境に応じ、窓等の開閉等により、定期的に換気を行う。
- 2) 混雑を避けるため、トイレは随時利用できるものとする。
- 3) 換気により室温が大きく変化することも考えられるため、温度調節が可能な服装等で参加するよう、受講者に対し事前に周知する。（研修案内等に記載する事項）

イ 密集対策

受講者数は、国が示す基準（別表）に基づくものとするほか、借上げ施設の規定に従う。

【別表】感染状況に応じたイベント開催制限等について

(令和4年3月17日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)(抄)

下記以外の 区域	人数上限	5,000人又は50%のいずれか大きい方
	収容率	大声なし：100%、大声あり：50%
重点 措置地域	人数上限	5,000人
	収容率	大声なし：100%、大声あり：50%
緊急事態 措置区域	人数上限	5,000人
	収容率	大声なし：100%、大声あり：50%

ウ 密接対策

- 1) 講義中の講師と受講者の間隔は2mを確保するよう努める。また、受講者同士の間隔は、最低1mを目安とした間隔で着席することを基本とする。ただし、受講者数及び会場定員の都合により困難な場合には、可能な限りこの形態に近づける。
- 2) ワークを行う場合は、少人数を基本とする。ただし、研修内容により5～6名程度で行う場合は、参加者間の間隔を適切に確保する、大声を出さない、マスクを正しく着用するなど十分な密接対策を講じる。
- 3) 昼食を摂るときなどは、原則として自席で食べることとし、マスクを外した状態での会話は禁止とする「黙食」を促す。

(4) 事務局職員の感染防止業務

ア 会場入口等に消毒液噴霧ポンプ、除菌シート等を設置する。

イ 研修参加者が共用する、マイク、PC、レーザーポインターなどの物品は使用者が替わるとごとに消毒する。

ウ ドアノブ、電灯スイッチ等については、会場に応じて事務局職員が随時消毒する。

エ 受講者用テーブルは、昼食の前後、研修終了後、受講者自ら消毒するよう促す。

(5) 事務局が直接運営できない実習研修等

ア 協力施設での実習研修等

受講者は、上記2の(1)研修参加者の基本行動及び(2)研修参加の禁止に記載されている事項を遵守するとともに、協力施設の受入方針等に従う。

なお、協力事業者から協力することを辞退された場合には、代替案を検討する。

イ 自施設での実習

受講者は、上記アに記載の基本行動等を遵守するとともに、自施設の感染防止対策方針等に従う。

ウ 県との協議

上記ア又はイの研修が協力施設等の方針で実施できない場合には、県と協議する。

**3 研修参加者の新型コロナウイルス感染が判明したときの対応**

(1) 感染の疑いがある場合

受講者は受講中に発熱、息苦しさ等の体調不良となったときは、速やかに事務局職員にその旨報告するものとし、事務局職員は直ちに受講を中止させて医療機関への受診を促す。

(2) 感染が判明した場合

ア 研修参加者に感染が判明したときは、保健所の指示に基づき緊急連絡先等のデータを提供する等感染防止に協力する。

なお、個人情報の提供について事前に同意を得ておく。

イ 上記1の研修の延期、中止の方針に従うとともに、その後の研修の実施等について、県と協議する。

**4 その他**

(1) この対策指針に関して疑義が生じたときは、その都度、検討・見直しを行う。